

仮バースの設定の円滑化に向けた取り組みについて

【背景】

- 長期間、船内に居住して働く内航船員にとって着岸して上陸できる乗船期間中の休日(仮バース)は、心身の疲労回復の重要な機会であり、大切な楽しみ。
- 一方で、船舶所有者(オーナー)が仮バースを設定したいタイミングで、必ずしも仮バースを行えないケースもあり、**内航船社は、公共バースや荷主の専用バースでの仮バースの設定の円滑化を要望。**(特に、オイル、ケミカル等の**危険物積載船は係留可能な場所が限られ、仮バースを設定しにくい。**)

【対応】 令和5年6月30日付で3本の通達を発出予定

① 地方公共団体に対する協力要請

- ✓ 地方運輸局等より、**地方公共団体への訪問の機会等を活用して、仮バースの設定の円滑化への検討を要請。**

② 荷主に対する協力要請

- ✓ **石油連盟及び石油化学工業協会**の会長に対し、**荷主の専用バースでの仮バースの積極的な受け入れを要請**

③ 内航船社に対する周知

- ✓ 内航総連を通じて、**危険物積載船が係留できるバースの情報や手続を周知**

④ 内航貨物船のニーズ把握

- ✓ 国土交通省から内航総連に依頼し、**内航貨物船のニーズを把握するためのアンケート**を実施

各地方運輸局長
神戸運輸監理部長
沖縄総合事務局長 } 殿

国土交通省海事局長
(公印省略)

港湾管理者に対する内航貨物船の仮バースの設定の円滑化への協力要請について
(依頼)

令和4年度に国土交通省及び日本内航海運組合総連合会が実施した「内航海運の取引環境・生産性向上・事業承継等に関するアンケート」では、内航海運業者の約8割が「船員が不足している」と回答しており、内航貨物輸送を安定的に維持するため、船員の確保が重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、国土交通省においては、内航海運業への新規就業者を確保するとともに、近年低下傾向にある若手船員の定着率の改善を図るため、長時間労働の是正や休日の確保などによる船員の労働環境の改善（「船員の働き方改革」）の実現に取り組んでいるところです。

内航貨物船員の勤務体系は、例えば、「3か月連続乗船」等の長期間の連続乗船が主流ですが、このような内航船員の心身の疲労を回復させ、労働時間の上限規制を遵守するためには、いわゆる仮バース（着岸して上陸できる乗船期間中の休日）の設定が有効です。

また、本年4月より、従来は労働時間の上限規制の算定の対象外だった航海当直の交代等に係る作業時間についても、上限規制の算定対象とする規制の見直しが行われたところであり、内航貨物船が仮バースを設定するために着岸を希望するケースが増加することが見込まれています。（この際、ケミカルタンカー、オイルタンカー、ガスタンカー等の危険物積載船については、係留が認められているバースに着岸させる必要があります。）

つきましては、各地方運輸局等におかれては、各種の会議やイベントの際など様々な機会を活用し、港湾管理者である地方公共団体の首長、港湾担当部課長等に対し、内航貨物船員が不足していること、それへの対策として国土交通省海事局や地方運輸局等では「船員の働き方改革」を含む様々な取組を行っていること、「船員の働き方改革」を推進する上で仮バースの設定が有効であると考えられることについて説明し、各港湾の実情に応じて、仮バースの設定の円滑化について適切な検討を要請して頂きますよう、お願い致します。

また、仮バースの設定の円滑化に資する取り組みについて港湾管理者から情報が寄せられた場合は、本省から内航海運業者に周知しますので、本省船員政策課にご報告をお願い致します。

【本件担当】

海事局船員政策課労働環境対策室指導班
直通：03-5253-8652

石油連盟
会長 木藤 俊一 殿

国土交通省海事局長
高橋 一郎



内航タンカーの仮バースの設定の円滑化について
(ご協力のお願い)

令和4年度に国土交通省及び日本内航海運組合総連合会が実施した「内航海運の取引環境・生産性向上・事業承継等に関するアンケート」では、内航海運業者の約8割が「船員が不足している」と回答しており、内航貨物輸送を安定的に維持するため、船員の確保が重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、国土交通省においては、内航海運業への新規就業者を確保するとともに、近年低下傾向にある若手船員の定着率の改善を図るため、長時間労働の是正や休日の確保などによる船員の労働環境の改善(「船員の働き方改革」)の実現に取り組んでいるところです。

内航貨物船員の勤務体系は、例えば、「3か月連続乗船」等の長期間の連続乗船が主流ですが、このような内航船員の心身の疲労を回復させ、労働時間の上限規制を遵守するためには、いわゆる仮バース(着岸して上陸できる乗船期間中の休日)の設定が有効です。

また、本年4月より、従来は労働時間の上限規制の算定の対象外だった航海当直の交代等に係る作業時間についても、上限規制の算定対象とする規制の見直しが行われたところであり、内航貨物船が仮バースを設定するために着岸を希望するケースが増加することが見込まれています。

このため、海事局では、公共バースを管理する港湾管理者に対して仮バースの設定の円滑化へのご協力をお願いすることとしておりますが、特にケミカルタンカー、オイルタンカー、ガスタンカー等の危険物積載船については、安全上の理由で係留が可能な場所が限られていることから、仮バースの設定の円滑化のため、荷主の皆様にも別紙に記載のオペレーターへの運送依頼やその変更の可及的速やかな伝達、自社の専用バースでの仮バースの積極的な受け入れ等について、できる限りのご協力をお願いさせて頂きたいと考えております。

つきましては、貴団体におかれましては、このような事情をご賢察頂き、傘下会員の皆様に対する周知にご協力をお願い致します。

我が国の物流を支える内航タンカーの船員の皆様が、仮バースにより、心身の疲労をしっかりと回復させた上で、安全運航を継続できるよう、ご協力方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

海事局船員政策課労働環境対策室指導班

直通電話：03-5253-8652

メール：hqt-senin@mlit.go.jp

石油化学工業協会
会長 岩田 圭一 殿

国土交通省海事局長
高橋 一郎



内航タンカーの仮バースの設定の円滑化について
(ご協力をお願い)

令和4年度に国土交通省及び日本内航海運組合総連合会が実施した「内航海運の取引環境・生産性向上・事業承継等に関するアンケート」では、内航海運業者の約8割が「船員が不足している」と回答しており、内航貨物輸送を安定的に維持するため、船員の確保が重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、国土交通省においては、内航海運業への新規就業者を確保するとともに、近年低下傾向にある若手船員の定着率の改善を図るため、長時間労働の是正や休日の確保などによる船員の労働環境の改善(「船員の働き方改革」)の実現に取り組んでいるところです。

内航貨物船員の勤務体系は、例えば、「3か月連続乗船」等の長期間の連続乗船が主流ですが、このような内航船員の心身の疲労を回復させ、労働時間の上限規制を遵守するためには、いわゆる仮バース(着岸して上陸できる乗船期間中の休日)の設定が有効です。

また、本年4月より、従来は労働時間の上限規制の算定の対象外だった航海当直の交代等に係る作業時間についても、上限規制の算定対象とする規制の見直しが行われたところであり、内航貨物船が仮バースを設定するために着岸を希望するケースが増加することが見込まれています。

このため、海事局では、公共バースを管理する港湾管理者に対して仮バースの設定の円滑化へのご協力をお願いすることとしておりますが、特にケミカルタンカー、オイルタンカー、ガスタンカー等の危険物積載船については、安全上の理由で係留が可能な場所が限られていることから、仮バースの設定の円滑化のため、荷主の皆様にも別紙に記載のオペレーターへの運送依頼やその変更の可及的速やかな伝達、自社の専用バースでの仮バースの積極的な受け入れ等について、できる限りのご協力をお願いさせて頂きたいと考えております。

つきましては、貴団体におかれましては、このような事情をご賢察頂き、傘下会員の皆様に対する周知にご協力をお願い致します。

我が国の物流を支える内航タンカーの船員の皆様が、仮バースにより、心身の疲労をしっかりと回復させた上で、安全運航を継続できるよう、ご協力方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

海事局船員政策課労働環境対策室指導班
直通電話：03-5253-8652
メール：hqt-senin@mlit.go.jp

内航タンカーの仮バースの設定の円滑化のため、ご協力をお願いしたい事項

※仮バースの設定の円滑化に資する取り組みを新たに実施して頂ける場合や、既に実施頂いている場合には、国土交通省海事局船員政策課に公表可能な形で情報をお寄せ頂ければ、国土交通省から内航海運業者に周知しますので、随時情報をお寄せ頂ければ幸いです。

I. 仮バース設定の円滑化に係る事項

1. オペレーターへの運送依頼やその変更の可及的速やかな伝達

オペレーターは荷主からの運送依頼を踏まえて内航タンカーの運航計画を作成します。このため、荷主からの運送依頼やその変更の伝達が遅れると、仮バースの設定が可能な時間帯も決まりませんし、公共バースへの係留の許可申請を行うこともできません。このため、オペレーターへの運送依頼やその変更の可及的速やかな伝達をお願いします。(荷主によっては、運送依頼のスケジュールをパターン化して繰り返すケースもあり、このような場合には、仮バースを計画的に組みやすくなります。)

2. 自社の専用バースでの仮バースの積極的な受け入れ

普段から自社関連の貨物輸送に従事している、いわゆる支配下船である内航タンカーについて、バースの空きがある場合には、セキュリティの確保の観点からの一定の条件を付した上で、荷役を伴わない仮バースや、荷役前後の仮バースを受け入れているケースがあります。

自社の専用バース（プライベートバース）における仮バースの受け入れについて、安全確保上必要な利用条件などをできるだけ明確にした上で、海運代理店、オペレーターやオーナーに文書でお知らせ頂きますようお願い致します。

(参考)

※危険物積載船が荷役を伴わない仮バースを設定する場合、港則法第21条に基づき、港長による停泊場所の指定を受ける必要があります（船側で実施）。

※船員の労働時間が1日の上限（14時間）又は1週間の上限（72時間）に達する恐れがある場合、法令遵守のため、休息が必要です。船員に効率的に休息を与えることができないと、船舶の運航効率も低下します。

※着岸して上陸できる乗船期間中の休日（仮バース）を適切に設定することは、例えば、3か月連続等と乗船期間が長く、陸上での休日の機会が少ない船員の心身の健康の確保を図る上で大変重要です。また、船員の確保の観点からも、仮バースの設定の円滑化は重要な課題です。

※沖に錨泊して通船で上陸する場合は、通船の費用が追加的に発生するとともに、船内での甲板部や機関部の当直も必要になります。

II. その他船員の過労防止や労働環境の改善に資する事項

1. 着棧中の水の供給

プライベートバースに給水設備を整備して、着棧中の内航タンカーに対し、水の供給を行っているケースがあります。これらの設備が備えられている場合であって、内航タンカーが給水を希望するときには、是非、対応についてご検討をお願いします。

2. 荷役や仮バースの際の内航タンカー向けのサービスの提供への協力

海運代理店が次のようなサービスを内航タンカーに提供しているケースがあります。海運代理店から新たなサービスの開始やサービスの拡充に関する相談があった場合には、是非、ご協力をお願いします。

- － 着岸中の内航タンカーとの物品(※)の受け渡し
※食料・飲料、日用品、書類、船員がネットショッピングで購入した商品等の物品
- － 着岸中の内航タンカーからの廃棄物(※)の受け取り
※可燃物(生ごみ等)、缶、ビン、ペットボトル、プラスチック、不燃物、油ウエス、ビルジなど

3. 自動車の棧橋への乗り入れ

工場外のスーパー等で購入した食料・飲料などのかさばる物品や重い物品の船への搬入や、悪天候時の市街地との移動、体調不良時の通院等には、徒歩や自転車ではなく、自動車で移動したいというニーズがあります。

セキュリティ確保の観点からの講習を受けた特定のタクシーについては、工場港内の棧橋までの乗り入れを認めているケースがあります。また、海運代理店業者の車両の乗り入れを認めているケースがあります。

4. その他

上記以外にも、内航タンカーのオペレーターやオーナー、海運代理店から要望がある事項であって、船員の労働環境の改善に資すると考えられるものについては、是非、積極的なご協力をお願い申し上げます。

例えば、バースに給油設備を整備して、荷役中のタンカーに給油しているケースもあります。また、給電設備を整備して、着棧中のタンカーに電気の供給を行っているケースもあります。

事 務 連 絡
令和5年6月30日

日本内航海運組合総連合会会長 殿

国土交通省海事局船員政策課長

内航船の仮バースについて（周知）

平素より船員行政の推進に対し格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省におきましては、安定的な内航輸送を維持するための担い手を確保するため、船員の長時間労働の是正や休日の確保などの「船員の働き方改革」を進めており、令和4年4月1日からは、船舶所有者に対する労務管理責任者の選任義務等の新たな制度が開始されたところです。

長期間の連続乗船を行う内航船員の心身の疲労の回復や、労働時間の上限規制の遵守のためには、いわゆる仮バース（接岸して取得する休日）の設定が有効ですが、内航船について岸壁を使用する場合には港湾管理者への係留施設の使用許可申請を、また、前記申請に併せて、危険物積載船の場合には港則法（特定港のみ）に基づく港長への停泊場所指定願による希望停泊場所の申請を行い、停泊場所の指定を受けていただく必要があります。

つきましては、内航船の中でも係留可能な場所が限られる危険物積載船の仮バース取得の円滑化に資するため、港湾管理者及び港長への手続きについて参考となるポイントを別添のとおりまとめましたので、貴会傘下の会員への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和5年6月30日

全日本海員組合組合長 殿

国土交通省海事局船員政策課長

内航船の仮バースについて（周知）

平素より船員行政の推進に対し格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省におきましては、安定的な内航輸送を維持するための担い手を確保するため、船員の長時間労働の是正や休日の確保などの「船員の働き方改革」を進めており、令和4年4月1日からは、船舶所有者に対する労務管理責任者の選任義務等の新たな制度が開始されたところです。

長期間の連続乗船を行う内航船員の心身の疲労の回復や、労働時間の上限規制の遵守のためには、いわゆる仮バース（接岸して取得する休日）の設定が有効ですが、内航船について岸壁を使用する場合には港湾管理者への係留施設の使用許可申請を、また、前記申請に併せて、危険物積載船の場合には港則法（特定港のみ）に基づく港長への停泊場所指定願による希望停泊場所の申請を行い、停泊場所の指定を受けていただく必要があります。

つきましては、内航船の中でも係留可能な場所が限られる危険物積載船の仮バース取得の円滑化に資するため、港湾管理者及び港長への手続きについて参考となるポイントを別添のとおりまとめましたので、貴組合の組合員への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

危険物積載船の仮バースに係る手続き

さらに一步前へ
船員の
働き方改革

- ◆ 危険物積載船舶が仮バース取得等のため係留するには、**港湾管理者の岸壁使用許可**に加え、**港長の許可が必要（特定港のみ）**です。
- ◆ 土日祝日でも申請を受け付けている港もありますので、事前にご確認をお願いいたします。なお、**土日祝日に申請等する場合には、許可等に時間を要することもありますので、できるだけ早めにお問い合わせいただけますと幸いです。**

■ 特定港に係る仮バース取得の手続き

※特定港以外は①のみ

①岸壁使用許可（港湾管理者宛）

→条例等に基づき個別に判断
※下記のリストをご参照いただき、事前にご確認をお願いいたします。

②停泊場所指定願（港長宛）

→岸壁区分に応じて停泊可能な許容量を設定（3ページ資料参照）

■ 港則法の特定港及び関係する港湾管理者一覧

※令和5年6月現在

港名	港湾管理者	ホームページ
根室	根室市	https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/suisankeizaibu/wangan/tetsuduki/1381.html
釧路	釧路市	https://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/umisora/1006541/1006549/1006553.html
苫小牧	苫小牧港管理組合	http://www.jptmk.com/030business/
室蘭	室蘭市	https://www.city.muroran.lg.jp/main/org8100/nyuukou_keiryuu.html
函館	函館市	https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/kowan-iji/
小樽	小樽市	https://www.city.otaru.lg.jp/soshiki/sangyokouwan/kouwan/kouwangyomu/
石狩湾	石狩湾新港管理組合	http://www.ishikari-bay-newport.jp/download/
留萌	留萌市	https://www.e-rumoi.jp/keizai/kei_00023.html
稚内	稚内市	https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/kowan/shinsei/yoshikiichiran.html
青森	青森県	https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/ao-kokan/soshiki-port-07-sinsei.html
むつ小川原		https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/mu-kokan/index.html
八戸		https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/ha-kokan/shinseisyo.html
釜石	岩手県	https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kouwankuukou/kouwan/index.html
仙台塩釜、石巻	宮城県	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kouwan/downloadtop.html
秋田船川	秋田県	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/kowan
酒田	山形県	https://www.pref.yamagata.jp/337079/kurashi/kendo/kouwan/yamagataport/yousiki.html
相馬、小名浜	福島県	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41045d/kouwansinseisho.html
日立、鹿島	茨城県	https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/doboku/kowan/0806n0010.html
木更津、千葉	千葉県	https://www.pref.chiba.lg.jp/kouwan/documents.html
京浜	東京区	https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/user/download/kouwanshise_tushiyou/
	横浜区	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kouwan/business-support/application.html
	川崎区	https://www.city.kawasaki.jp/580/soshiki_list.html
横須賀	横須賀市	https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5575/minato/down/down.html

港名		港湾管理者	ホームページ
直江津		新潟県	https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jouetsu_naoetsu/135682877526.html
新潟			https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/niigata_kouwan/1356754513485.html
両津			https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sado_seibi/1356882225629.html
伏木富山		富山県	https://www.pref.toyama.jp/1504/kendodukuri/dourokouwan/port/index.html
七尾、金沢		石川県	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/minato/tetuzuki_files/tetuzukikouwan.html
敦賀、福井		福井県	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kouwan/yousiki.html
田子の浦、清水		静岡県	http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/06.html/D25298635950830149256ED10006C80C
三河、衣浦		愛知県	https://www.pref.aichi.jp/site/gyoute/kouwanshisesturiyoukyoka.html
名古屋		名古屋港管理組合	https://www.port-of-nagoya.jp/business/kowanriyo/1003250.html
四日市		四日市港管理組合	http://www.yokkaichi-port.or.jp/b_various_format.html
宮津、舞鶴		京都府	https://www.pref.kyoto.jp/kowanji/index.html
阪南、泉州		大阪府	https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=2020&sin_recid=7765#shinsei
阪神	大阪区	大阪市	https://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/category/3051-2-0-0-0-0-0-0-0.html
	堺泉北区	大阪府	https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=2020&sin_recid=7765#shinsei
	神戸区	神戸市	https://www.city.kobe.lg.jp/z/kowankyoku/business/kowanjigyo/index.html
	尼崎西宮芦屋	兵庫県	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ehk10/kanri_todokede.html
東播磨、姫路		兵庫県	
田辺、和歌山下津		和歌山県	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080500/d00208509.html
境		境港管理組合	https://sakai-port.com/pages/234/
浜田		島根県	https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/port/kikan/hamadakou/form.html
宇野、水島		岡山県	https://www.pref.okayama.jp/page/detail-51438.html
福山、尾道糸崎、広島		広島県	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/221/youshiki.html
呉		呉市	https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/34/
岩国、柳井、徳山下松、三田尻中関、宇部、萩		山口県	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/133/24104.html
関門	長府区、下関区、西山区、六連島区	下関市	https://www.shimonoseki-port.com/6448.html
	新門司区、田野浦区、門司区、小倉区、若松区、響新港区	北九州市	http://www.kitaqport.or.jp/jap/business/documents_list.html
徳島小松島		徳島県	https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kowan/2009082401192
坂出		坂出市	https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/kouwanka/
高松		香川県	https://www.pref.kagawa.lg.jp/takamatsukokanri/port_takamatsu/kaisou1st4.html
松山、三島川之江		愛媛県	https://www.pref.ehime.jp/h40500/h40500.html
今治		今治市	https://www.city.imabari.ehime.jp/kouwan/yoshiki/
新居浜		新居浜港務局	https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/17.html
高知		高知県	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/175001/youshiki-download-kouwan.html
博多		福岡市	https://www.city.fukuoka.lg.jp/kowan/hakata-port/index.html
三池		福岡県	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/2/47/212/
唐津		佐賀県	https://denshi-shinsei.pref.saga.lg.jp/ShinseiContents.aspx?StyleCode=002252&StyleVersion=0003

港名	港湾管理者名	ホームページ
伊万里	佐賀県	https://denshi-shinsei.pref.saga.lg.jp/ShinseiContents.aspx?StyleCode=002252&StyleVersion=0003
	長崎県	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kowan-kuko/kouwan-kowan-kuko/abstract/
長崎	長崎県	http://nagasaki-port.jp/riyou_institution_02.html
厳原		https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kowan-kuko/kouwann-gyokouetc/kouwann-sinnsei/
佐世保	佐世保市	https://www.city.sasebo.lg.jp/shinse/kowan/shiyokyoka/index.html
三角、八代	熊本県	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/108/3380.html
大分	大分県	https://www.pref.oita.jp/soshiki/17300/shinsei2.html
細島	宮崎県	https://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/doboku/dobokujimusho/hokubu/index.html
鹿児島島、喜入、名瀬	鹿児島県	http://www.pref.kagoshima.jp/ah09/infra/port/kanri/08007002.html
金武中城	沖縄県	https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/doboku-chubu/nakagusukuwanko/16311.html
那覇	那覇港管理組合	https://nahaport.jp/about/access/

■ 荷役許容量

種類	類別		荷役許容量				備考	
			A	B	C1	C2		
爆発物	火薬類	等級1.1, 1.2, 1.5	0	5	20	20	特別の保安体制をとること	
		等級1.3, 1.4, 1.6	0.2	5	20	20		
その他	酸化性物質	有機過酸化物	0.5	10	50	200		
		高压ガス	引火性高压ガス	1	20	100	400	
			非引火性非毒性高压ガス	5	100	500	2000	
	毒性高压ガス		1	20	100	400		
	引火性液体類	容器等級Ⅰ	2	50	250	1000		
		容器等級Ⅱ	5	100	500	2000		
		容器等級Ⅲ	10	250	1000	4000		
	可燃性物質類	可燃性物質	10	250	1000	4000		
		自然発火性物質	5	100	500	2000		
		水反応可燃性物質	5	100	500	2000		
酸化性物質類	酸化性物質	5	100	500	2000			
	有機過酸化物	爆発物を除く	1	20	100	400		
毒物類	毒物	10	250	1000	4000			
放射線物質等	第1種	0	0	—	—	特別の保安体制をとること		
	第2種	0	—	—	—			
	第3種	0	—	—	—			
腐食性物質	腐食性物質	10	250	1000	4000			
	有害性物質	10	250	1000	4000			
	その他		—	—	—	—	(注) 3 参照	

✓ 岸壁区分 (A~C2) に応じ、荷役許容量の5倍までの積載であれば着岸可能

※自船の燃料分は含まない

※単位は、正味重量（火薬類については、爆薬に換算した薬量）のトン数（圧縮ガスにあつては、容量（温度摂氏零度、ゲージ圧力零度キログラム毎平方センチメートルの状態に換算した容積をいう。）100立方メートルを1トンとみなす。）である。

(出典) 海上保安庁交通部HP (<http://www.kaiho.mlit.go.jp/syukai/soshiki/toudai/navigation-safety/kiikenbutsu.htm>)

特定港の岸壁区分は、NACCS 掲示板からご確認いただけます

NACCS バースコード

NACCS 掲示板 URL :
<https://bbs.naccscenter.com/>



トップページ ⇒ NACCS 業務仕様・関連資料 ⇒ 業務コード集 ⇒ バースコード
でご覧いただけます（「岸壁種別」欄をご覧ください。なお「F」は錨地です。）。